

株式会社カンノ 蜜蜂園本舗に対する景品表示法に基づく措置命令について

平成23年3月10日
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社カンノ 蜜蜂園本舗（以下「カンノ 蜜蜂園」という。）に対し、同社が供給するはちみつの取引に係る表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認））に基づき、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

1 カンノ 蜜蜂園の概要

事業者名 株式会社カンノ 蜜蜂園本舗
所在地 兵庫県川西市小花二丁目16番4号
代表者 代表取締役 管野 清春
設立年月 平成12年7月
資本金 1000万円（平成23年2月現在）

2 措置命令の概要

(1) 違反事実の概要

ア 表示時期

平成22年7月9日から平成23年1月29日まで

イ 対象商品と表示

対象商品	表示
「アカシヤ蜜」300グラム入り	「原材料名／アカシア蜂蜜（国産）」
「アカシヤ蜜」600グラム入り	「原材料名／アカシア蜂蜜（国産）」
「アカシヤ蜜」1,200グラム入り	「原材料名／アカシア蜂蜜（国産）」 （別紙1参照）
「アカシヤhoney」150グラム入り	「六甲山麓からの贈り物 はちみつ六甲ハニー農場」、「原材料名／アカシヤ蜂蜜（国産）」
「六甲みつばちハニー農場アカシヤ系百花はちみつ」1,000グラム入り	「六甲山麓からの贈り物 はちみつ六甲ハニー農場」、「原材料名／蜂蜜（国産）」（別紙2参照）

【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：金子、三井

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

ウ 調査結果

対象商品の内容物は、その過半が中華人民共和国で採蜜されたものであった。

前記イの表示は、対象商品の内容物のすべてが日本国内で採蜜されたものと一般消費者に誤認されるものであって、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである（関係法条：景品表示法第4条第1項第1号）。

(2) 命令の概要

ア 対象商品の内容物は、その過半が中華人民共和国で採蜜されたものであること、前記(1)イの表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反すること等を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

「アカシヤ蜜」 1, 200グラム入り



「六甲みつばちハニー農場アカシヤ系百花はちみつ」 1, 000グラム入り



不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所そ

の他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 (省略)

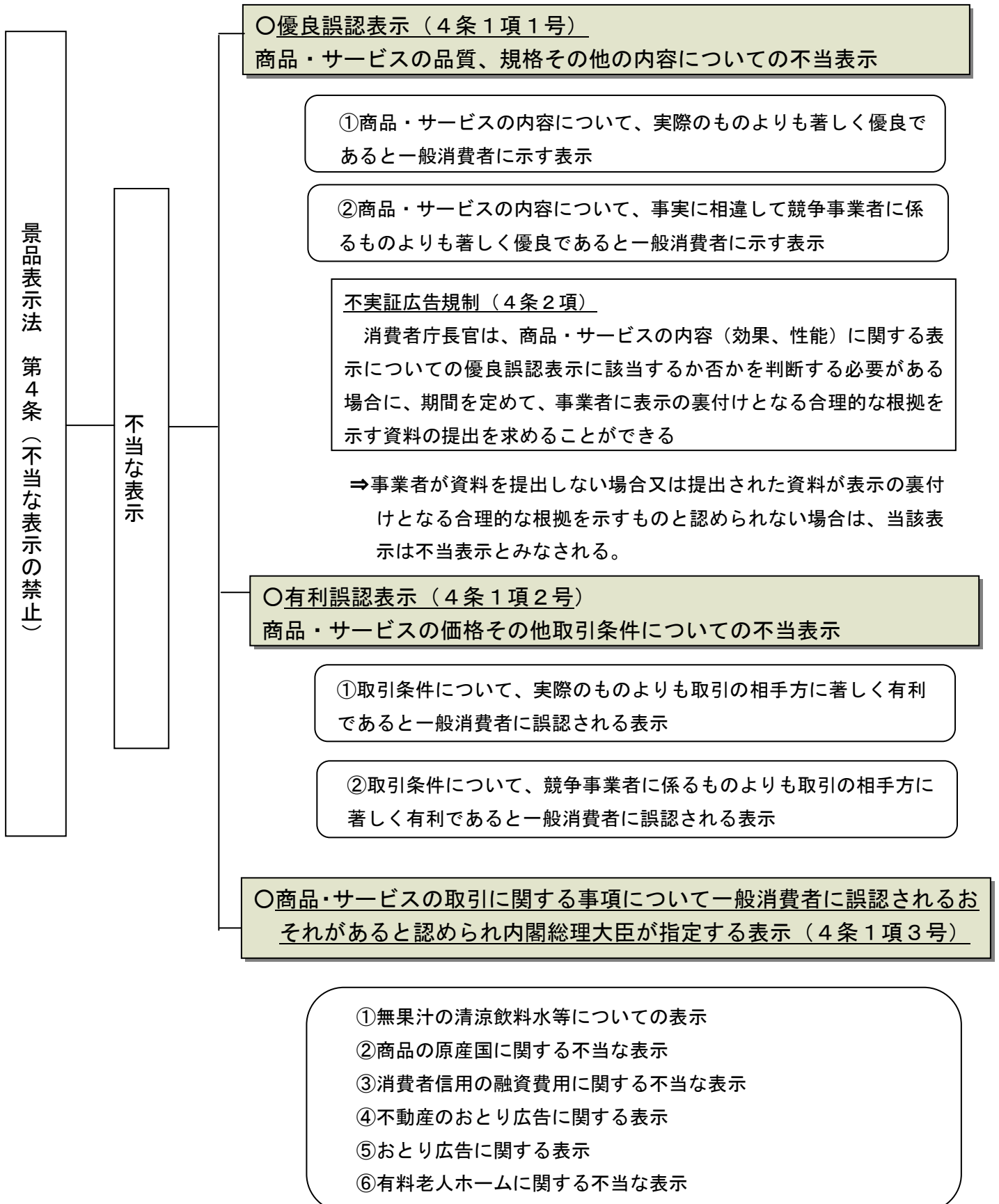
○ **不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）**

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第155号
平成23年3月10日

株式会社カンノ蜜蜂園本舗
代表取締役 管野 清春 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、一般消費者に供給するはちみつの取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、一般消費者に供給するはちみつに係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社が、平成22年7月9日から平成23年1月29日までの間、貴社の店舗及び株式会社六甲ハニー農場（以下「六甲ハニー農場」という。）等の取引先販売業者を通じて供給した別表「商品」欄記載のはちみつ（以下「本件商品」という。）に貼付したラベルにおいて、それぞれ別表「表示」欄のとおり記載し、本件商品の内容物は、国産のはちみつである旨表示していたこと。
 - イ 実際には、本件商品の内容物は過半が中華人民共和国産のものであること。
 - ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社カンノ蜜蜂園本舗（以下「カンノ蜜蜂園」という。）は、兵庫県川西市小花二丁目16番4号に本店を置き、はちみつ等の製造販売業を営む事業者である。
- (2) カンノ蜜蜂園は、自ら又は六甲ハニー農場の委託を受け、本件商品を製造し、本件商品の内容及び本件商品に貼付するラベルの記載内容を自ら決定している。
- (3) カンノ蜜蜂園は、平成22年7月9日から平成23年1月29日までの間、本件商品に貼付したラベルにおいて、それぞれ別表「表示」欄のとおり記載し、本件商品の内容物は国産のはちみつである旨表示していたが、実際には、本件商品の内容物は過半が中華人民共和国産のものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、カンノ蜜蜂園は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
(注1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

商品	表示
「アカシヤ蜜」 300グラム入り	「原材料名／アカシア蜂蜜（国産）」
「アカシヤ蜜」 600グラム入り	「原材料名／アカシヤ蜂蜜（国産）」
「アカシヤ蜜」 1,200グラム入り	「原材料名／アカシヤ蜂蜜（国産）」 （別添写し1）
「アカシヤhoney」 150グラム入り	「六甲山麓からの贈り物 はちみつ 六甲ハニー農場」、「原材料名／ア カシヤ蜂蜜（国産）」
「六甲みつばちハニー農場アカシヤ 系百花はちみつ」 1,000グラム入り	「六甲山麓からの贈り物 はちみつ 六甲ハニー農場」、「原材料名／蜂 蜜（国産）」（別添写し2）

「アカシヤ蜜」 1, 200グラム入り



「六甲みつばちハニー農場アカシヤ系百花はちみつ」 1, 000グラム入り

